資料2

実施要領・技術指針の改訂(案)について

1. 関係資料の保存について

平成20年8月8日、総務大臣から国土交通大臣宛に「公共事業の需要予測等に関する調査結果に基づく勧告」

別紙1 (以下、勧告)がなされた。勧告のうち、

「需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析や需要予測等に関する情報の公開に資するよう、<u>需要予測等に関する資料を</u> 事業完了後一定の期間保存することとするなど保存のルールを確立すること。」

については、事業評価の実施方針である「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」(事務次官通知、以下、実施要領)等において規定が無い。このため、平成21年2月5日に「国土交通省所管公共事業評価の実施について」(事務次官通知)別紙2において、「完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存すること」とした。今回、当該事項を実施要領に規定するものである。

2. 需要予測等の実施方法や用いた情報の公開について

事業評価の公表については、実施要領に規定しているが、勧告において

「公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、<u>需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について国民に</u> 分かりやすい形で公開すること」

とされたことを受け、公開の具体的内容について「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(技術調査課長、公共事業調査室長通知)に規定するものである。

国土交通省所管公共事業の新規採択時評価実施要領(改定案)

第4 評価の実施及び結果等の公表

2 評価結果、採択箇所等の公表

所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

第4 評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

2 評価結果、採択箇所等の公表及び関係資料の保存

所管部局等(国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局をいう。以下同じ。)は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、評価結果及び採択箇所等を、評価手法等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

また、地方支分部局等、独立行政法人等、地方公共団体等、地方公社又は民間 事業者等は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎となった 要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するもの とする。

改定案

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領(改定案)

第4 再評価の実施、結果等の公表

2 再評価結果、対応方針等の公表

対応方針の決定者及び所管部局等は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

原文

第4 再評価の実施、結果等の公表及び関係資料の保存

2 再評価結果、対応方針等の公表及び関係資料の保存

対応方針の決定者及び所管部局等は、原則として年度予算の支出負担行為の実施計画が承認された後(年度予算の支出負担行為の実施計画に係らない事業については、独立行政法人等の予算、事業計画及び資金計画に係る国土交通大臣認可の後)、再評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに公表するものとする。ただし、個別箇所で予算内示をされる事業については、概算要求書の財務省への提出時及び政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

また、再評価の実施主体は、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の 算定基礎となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存するものとする。

公共事業の費用便益分析に関する技術指針(共通編)(目次案)

ムハナネッタバス血ババースバ	
原指針	改定案
第1章 本指針の考え方	第1章 本指針の考え方
第1節 目的	第1節 目的
第2節 位置づけ	第2節 位置づけ
第2章 費用便益分析の基本的留意事項	第2章 費用便益分析の基本的留意事項
第1節 事業評価における費用便益分析	第1節 事業評価における費用便益分析
第1項 新規事業採択時評価	第1項 新規事業採択時評価
第2項 再評価	第2項 再評価
第2節 費用便益分析で算定する評価指標	第2節 費用便益分析で算定する評価指標
第3節 共通事項	第3節 共通事項
第1項 社会的割引率	第1項 社会的割引率
第2項 残存価値	第2項 残存価値
第3項 評価の対象期間等の設定	第3項 評価の対象期間等の設定
第4節 費用の計測	第4節 費用の計測
第5節 便益の計測	第5節 便益の計測
第1項 便益計測の考え方	第1項 便益計測の考え方
第2項 各種便益原単位の設定の考え方	第2項 各種便益原単位の設定の考え方
第3項 防災事業のリスク評価	第3項 防災事業のリスク評価
第6節 再評価における留意事項	第6節 再評価における留意事項
第1項 費用・便益の計測	第1項 費用・便益の計測
第2項 再評価結果の取り扱い	第2項 再評価結果の取り扱い
第7節 感度分析	第7節 感度分析
第1項 目的	第1項 目的
第2項 感度分析の実施	第2項 感度分析の実施
第3項 感度分析結果の取り扱い	第3項 感度分析結果の取り扱い
第8節 データ及び分析結果等の蓄積	第8節 データ及び分析結果等の <u>公開、</u> 蓄積

公共事業の費用便益分析に関する技術指針(共通編)(改訂案)

第8節データ及び分析結果等の蓄積

○感度分析や、費用便益分析の精度の向上や手法の高度化を図るとともに、事業 評価の信頼性をより一層向上させるために、社会経済データや事後評価などの事 業評価結果、あるいは経験的な知見等の収集・蓄積・分析を行い、適宜、見直し を図る。

○これらのデータや知見等のデータベース化を漸次図っていく。

(データ等蓄積の必要性)

- ・感度分析における影響要因の設定や変動幅の設定、影響要因間の関係分析などを適切に実施するためには、社会経済データや事後評価などの事業評価結果、あるいは経験的な知見等を収集・蓄積・分析し、適宜、見直しを図る必要がある。
- ・特に、上位ケース・下位ケース分析を実施する上では、データや分析結果の蓄 積が不可欠である。
- ・また、費用便益分析の精度の向上や手法の高度化を図るとともに、事業評価の 信頼性をより一層向上させる上でも、このようなデータや知見等の収集・蓄積
- ・分析およびこれらのデータベース化を漸次図っていく必要がある。

第8節データ及び分析結果等の公開、蓄積

<u>○事業評価にあたっては、費用便益分析の算定に係る条件設定やデータ等に関する情報を分かりやすい形で公表するものとする。</u>

〇感度分析や、費用便益分析の精度の向上や手法の高度化を図るとともに、事業 評価の信頼性をより一層向上させるために、社会経済データや事後評価などの事 業評価結果、あるいは経験的な知見等の収集・蓄積・分析を行い、適宜、見直し を図る。

○これらのデータや知見等のデータベース化を漸次図っていく。

(データ等公開の必要性)

・事業評価の信頼性及び透明性を向上させるため、便益の算定に際して需要予測 を行う場合、需要予測の手法、入力するデータの時点・作成主体を公表する等、 費用便益分析の算定に係る条件設定やデータ等に関する情報を分かりやすい形 で公表する必要がある。

(データ等蓄積の必要性)

- ・感度分析における影響要因の設定や変動幅の設定、影響要因間の関係分析など を適切に実施するためには、社会経済データや事後評価などの事業評価結果、あ るいは経験的な知見等を収集・蓄積・分析し、適宜、見直しを図る必要がある。
- ・特に、上位ケース・下位ケース分析を実施する上では、データや分析結果の蓄 積が不可欠である。
- ・また、費用便益分析の精度の向上や手法の高度化を図るとともに、事業評価の 信頼性をより一層向上させる上でも、このようなデータや知見等の収集・蓄積 ・分析およびこれらのデータベース化を漸次図っていく必要がある。

公共事業の需要予測等に関する調査結果に基づく勧告 所見

平成 20 年8月8日 総 務 省

公共事業の需要予測等を的確に実施するためには次の点が重要であり、公共事業を所管 する総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、今後、これ らを踏まえて公共事業の需要予測等の精度の向上に取り組む必要がある。

- ① 公共事業の需要予測等の実施に当たっては、
- i)利用見込みがあるかどうかを判断する必要がある場合には、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、利用に関する具体的な計画の内容について一層的確に評価すること。
- ii)需要予測等に用いた<u>数値等の根拠や算出過程等を明確に</u>し、かつ<u>利用可能な最新の数</u> 値等を使用すること。
- ② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せずに需要予測等の見直しが実施され、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となるよう、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。
- ③ 公共事業の需要予測等の精度の向上を図るため、需要予測値と実績値がかい離している場合には、事業の特性を踏まえ必要な原因分析を行い、分析結果を同種類似の事業の需要予測等の改善並びに附帯施設の整備、関連事業の実施、利用促進計画の作成及び経営計画の見直しに活用すること。
- ④ 公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、<u>需要予測等の実施方法</u> <u>や用いた数値等</u>に関する情報について、<u>国民に分かりやすい形で公開</u>することや必要に 応じて<u>需要予測等の検証が可能となるような形で公開</u>することが図られるよう、適切な公 開方法を検討すること。

また、需要予測値と実績値がかい離している場合の原因分析や需要予測等に関する情報の公開に資するよう、<u>需要予測等に関する資料を事業完了後一定の期間保存</u>することとするなど保存のルールを確立すること。

⑤ 地方公共団体に対する<u>補助事業</u>に係る公共事業の需要予測等の的確な実施に資する 観点から、地方公共団体において<u>上記①から④と同様の措置が講じられるよう、補助事業</u> に係る採択・審査基準等にその旨明記するなど必要な措置を講ずること。

国官総第625号 国官技第263号 平成21年2月5日

本省各部局長 気象庁長官 海上保安庁長官 国土地理院長 あて

国土交通事務次官

国土交通省所管公共事業の事業評価の実施について

国土交通省所管公共事業の事業評価については、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」(国官総第 163 号及び国官技第 46 号(平成 20 年 7 月 1 日付)、以下、「実施要領」という。)及び「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(国官総第 164 号及び国官技第 47 号(平成 20 年 6 月 30 日付)、以下、「技術指針」という。)において、公共事業の効率性及び透明性の一層の向上のために実施するべき事項等について規定しているが、去る平成20 年 8 月 8 日、総務省から公共事業を所管する6省(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に対して、「公共事業の需要予測等に関する調査結果に基づく勧告」(以下、「勧告」という。)がなされたところである。

ついては、「勧告」の主旨を踏まえて、「実施要領」(別紙対照表参照)を再 徹底するとともに、完了後の事後評価実施時点まで費用対効果分析の算定基礎 となった要因の変化の分析を適確に実施するために必要となる関係資料を保存 することにより、適切な事業評価に取り組まれたい。

国土交通省所管公共事業の再評価実施要領における記載

総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)

第3 再評価を実施する事業

- 1 再評価を実施する事業は、以下の事業とする。
- (1) 事業採択後一定期間経過した時点 で未着工の事業
- (2) 事業採択後長時間が経過した時点 で継続中の事業
- (3)準備・計画段階で一定期間が経過 している事業
- (4) 再評価実施後一定期間が経過して いる事業
- (5) 社会経済情勢の急激な変化、技術 革新等により再評価の実施の必要が生じ た事業

② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せずに需要予測等の見直しが可能となるに適切に反映されることが可能となるにの、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。

第4 再評価の実施および結果等の公表 2 再評価結果、対応方針等の公表 対応方針等を、対応方針の決定理由、結 論に至った経緯、再評価の根拠等ととも に公表するものとする。 (1)

- ii)需要予測等に用いた数値等の根拠や 算出過程等を明確にし、かつ利用可能な 最新の数値等を使用すること。
- ④ 公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について国民に分かりやすい形で公開することや、必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。

第5 再評価の手法

|3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりと する。

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業採択の際の前提となっている需要 の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る 社会経済情勢等の変化状況等。 ② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映さるるという。 とが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せずに需要予測等の見直しが実施を等れ、その結果が公共事業の規模・規格等に適切に反映されることが可能となる。 公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。

国土交通省所管のいわゆる 「その他施設費」に係る 再評価実施要領における記載

総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)

- 第3 再評価を実施する事業 再評価を実施する事業は、以下の事業と する。
- 1 事業採択後一定期間経過した時点で 未着工の事業
- 2 事業採択後長時間が経過した時点で 継続中の事業
- 3 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 4 社会経済情勢の急激な変化、技術革 新等により再評価の実施の必要が生じた 事業
- ② 公共事業の効率的な実施を図るため、 需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映さる ことが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せずに需要予測等の見直しが実施格等に適切に反映されることが可能となるのは、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。

第4 再評価の実施及び結果等の公表 3 再評価結果、対応方針等の公表 対応方針等を、対応方針の決定理由、結 論に至った経緯、再評価の根拠等ととも に公表するものとする。

- (1)
- ii)需要予測等に用いた数値等の根拠や 算出過程等を明確にし、かつ利用可能な 最新の数値等を使用すること。
- ④ 公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について国民に分かりやすい形で公開することや、必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。

- 第5 再評価の手法
- 3 再評価の視点

再評価を行う際の視点は以下のとおりと する。

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化 事業採択の際の前提となっている需要 の見込みや地元情勢の変化等事業を巡る 社会経済情勢等の変化状況等。 ② 公共事業の効率的な実施を図るため、需要予測等の内容を見直すことにより実施中の事業の規模・規格等に反映させることが可能である場合には、社会経済情勢の変化による施設・設備等の整備に関する背景事情等の変化に応じて、時期を失せずに需要予測等の見直しが実施格等に適切に反映されることが可能となり、公共事業の性質に応じ需要予測等の見直し時期を設定すること。

国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領における記載

総務省勧告所見における記載(規定との対応は下線部分)

第4 事後評価の実施及び結果等の公 表

2 対応方針等の公表

対応方針の決定理由、結論に至った経緯、事後評価の根拠等とともに所管部局等に報告し、これらを公表する

④ 公共事業の需要予測等の信頼性及び透明性を向上させるため、需要予測等の実施方法や用いた数値等に関する情報について国民に分かりやすい形で公開することや、必要に応じて需要予測等の検証が可能となるような形で公開することが図られるよう、適切な公開方法を検討すること。

第5 事後評価の手法

- 3 事後評価の視点
- (1) 事後評価を行う際の視点は以下のとおりとする。
- ①費用対効果分析の算定基礎となった要因(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化
 - ④社会経済情勢の変化
 - ⑥改善措置の必要性
- ⑦同種事業の計画・調査のあり方や 事業評価手法の見直しの必要性
- (2) 事後評価の実施主体は、事業の 目的等を踏まえ、管理主体と調整し、 運用面、施設面等の視点から改善措置 を検討するものとする。

③ 公共事業の需要予測等の精度の向上を図るため、需要予測値と実績値がかい離している場合には、事業の特性を踏まえ必要な原因分析を行い、分析結果を同種類似の事業の需要予測等の改善並びに附帯施設の整備、関連事業の実施、利用促進計画の作成及び経営計画の見直しに活用すること。

国土交通省所管のいわゆる 「その他施設費」に係る完了後の 事後評価実施要領における記載

総務省勧告所見における記載 (規定との対応は下線部分)

第4 事後評価の実施及び結果等の公 表

2 対応方針等の公表

対応方針の決定理由、結論に至った経 緯、事後評価の根拠等とともに所管部 局等に報告し、これらを公表する

④ 公共事業の需要予測等の信頼性及び 透明性を向上させるため、需要予測等 の実施方法や用いた数値等に関する情 報について国民に分かりやすい形で公 開することや、必要に応じて需要予測 等の検証が可能となるような形で公開 することが図られるよう、適切な公開 方法を検討すること。

第5 事後評価の手法

- 3 事後評価の視点
- (1) 事後評価を行う際の視点は以下 のとおりとする。
- ①費用対効果分析の算定基礎となっ た要因の変化
 - ④社会経済情勢の変化
 - ⑥改善措置の必要性
- ⑦同種事業の計画・調査のあり方や 事業評価手法の見直しの必要性
- (2) 事後評価の実施主体は、事業の 目的等を踏まえ、管理主体と調整し、 運用面、施設面等の視点から改善措置 を検討するものとする。

③ 公共事業の需要予測等の精度の向上 を図るため、需要予測値と実績値がか い離している場合には、事業の特性を 踏まえ必要な原因分析を行い、分析結 果を同種類似の事業の需要予測等の改 善並びに附帯施設の整備、関連事業の 実施、利用促進計画の作成及び経営計 画の見直しに活用すること。

国官総第626号 国官技第264号 平成21年2月5日

本省各部局 気象庁 海上保安庁の担当課室長

大臣官房技術調査課長

大臣官房公共事業調査室長

国土交通省所管公共事業の事業評価の実施について

国土交通省所管公共事業の事業評価については、「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」(国官総第 163 号及び国官技第 46 号(平成 20 年 7 月 1 日付)、以下、「実施要領」という。)及び「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針(共通編)」(国官総第 164 号及び国官技第 47 号(平成 20 年 6 月 30 日付)、以下、「技術指針」という。)において、公共事業の効率性及び透明性の一層の向上のために実施するべき事項等について規定しているが、去る平成20 年 8 月 8 日、総務省から公共事業を所管する6省(総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)に対して、「公共事業の需要予測等に関する調査結果に基づく勧告」(以下、「勧告」という。)がなされたところである。

ついては、「勧告」の主旨を踏まえて、「技術指針」(別紙対照表参照)を再徹底し、適切な事業評価に取り組まれたい。

公共事業評価の費用便益分析に関する 技術指針(共通編)における記載

総務省勧告所見における記載

第2節 費用便益分析で算定する評価 指標

費用便益分析の実施にあたっては、常に最新のデータを用いるように努める。また、費用便益分析の結果は社会経済情勢等の変化の影響を受けることから、これにより算定に係る条件設定やデータ等を見直す必要がある場合は、適宜、費用便益分析結果を見直す。

- ① 公共事業の需要予測等の実施に当たっては、
- i)利用見込みがあるかどうかを判断する必要がある場合には、人口減少・超高齢社会の到来等の社会経済情勢の変化を考慮するとともに、利用に関する具体的な計画の内容について一層的確に評価すること。
- ii) 需要予測等に用いた数値等の根拠 や算出過程等を明確にし、かつ利用可 能な最新の数値等を使用すること。